

資料No.1

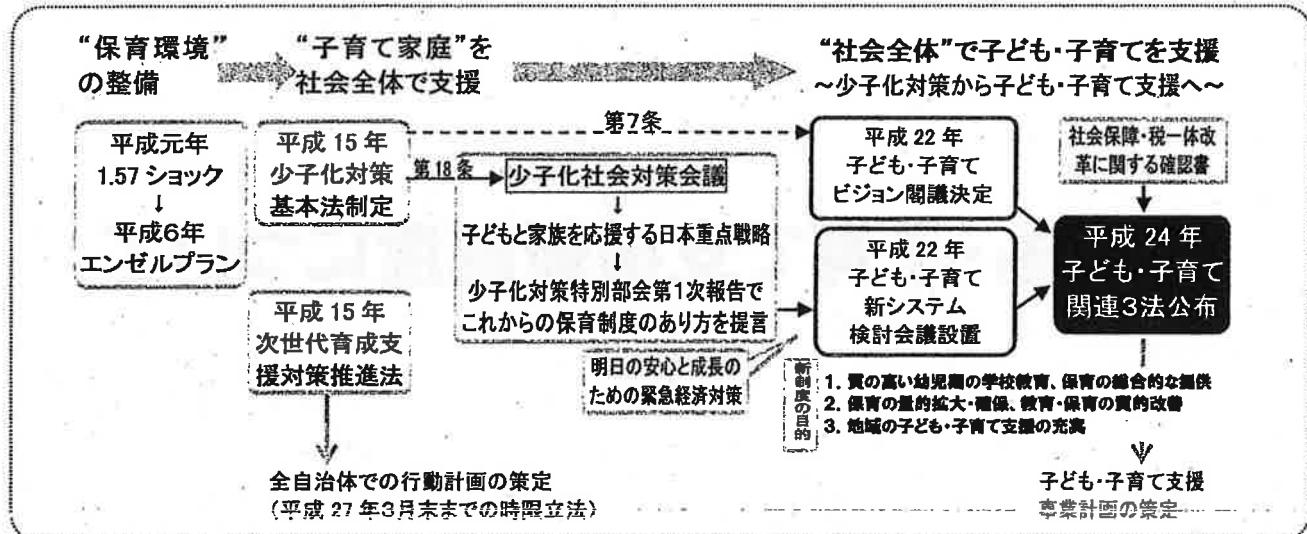
子ども・子育て支援新制度について

平成 26 年 1 月 16 日

第4回 阿波市子ども・子育て会議

1. 子ども・子育て支援をめぐる国の動き

■子ども・子育て支援を取り巻く国の動向



年	国の主な流れ	内 容
平成 22 年	「子ども・子育てビジョン」閣議決定（1月 29 日） 子ども・子育て新システム検討会議設置（1月） 子ども・子育て支援システムの基本制度について（3月 2 日） 通常国会に子ども・子育て関連 3 法案を提出（3月 30 日）	「少子化対策」から「子ども・子育て支援」への転換を打ち出す。平成 26 年度を目標年度として数値目標を設定。 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行う。 少子化社会対策会議決定。子ども・子育て新制度の基本的な方向性が取りまとめられる。 「総合こども園」の創設や、施設型給付の創設、制度ごとにバラバラな政府の推進体制・財源の一元化などが提示される。
平成 24 年	社会保障・税一体改革に関する確認書（6月 15 日） 子ども・子育て関連 3 法公布（8月 22 日）	自由民主党・公明党・民主党の3党合意。「総合こども園」の創設に代わる認定こども園制度の改善、認可基準の緩和などによる大都市部の保育需要の増大への対応などが盛り込まれる。 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法が公布される。
平成 25 年	子ども・子育て会議設置（4月）	内閣府に設置。子ども・子育てに関する諸事項を審議・調査する役割を担う。地方自治体においても地方版子ども・子育て会議を順次設置することとされている。
平成 26 年～	全自治体での計画策定	ニーズ量の把握、確保方策の検討を経て「子ども・子育て支援事業計画」を策定（予定）。

■子育てをめぐる全国的な現状と課題および新制度の目的

○急速な少子化の進行

- ・一人の女性が生涯に産む子どもの平均人數である合計特殊出生率は、1.41（平成24年全国）となっており、一般に2.08を下回ると自然減になるとされている。

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ど�数も2人以上。
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- ・M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

- ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- ・子育ての孤立感と負担感の増加

○待機児童、放課後児童クラブの不足

- ・都市部を中心に保育所の待機児童が発生
- ・放課後児童クラブが不足している（「小1の壁」）

こうした背景の中・・・

平成24年8月 子ども・子育て関連3法の成立



平成25年4月

～

子ども・子育て支援事業計画の策定

平成27年3月



平成27年4月～ 子ども・子育て支援新制度スタート

子ども・子育て支援新制度の目的

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

2 保育の量的拡大・確保

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援

3 地域の子ども・子育て支援の充実

■「子ども・子育て関連3法」(平成24年8月成立)

◇子ども・子育て関連3法の概要

【子ども・子育て関連3法とは】

○子ども・子育て支援法	○認定こども園法の一部改正法	○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(1) 総則 (2) 子ども・子育て支援給付 (3) 給付対象施設・事業者 (4) 地域子ども・子育て支援事業 (5) <u>子ども・子育て支援事業計画</u> (6) 費用等 (7) 子ども・子育て会議等 (8) 雜則 (9) 罰則 (10) 附則	(1) 目的規定の修正 (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実 (3) 幼保連携型認定こども園の認可等 (4) その他	(1) 児童福祉法の一部改正 (2) 内閣府設置法の一部改正など、55の関係法律について規定を整備

【趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

【主なポイント】

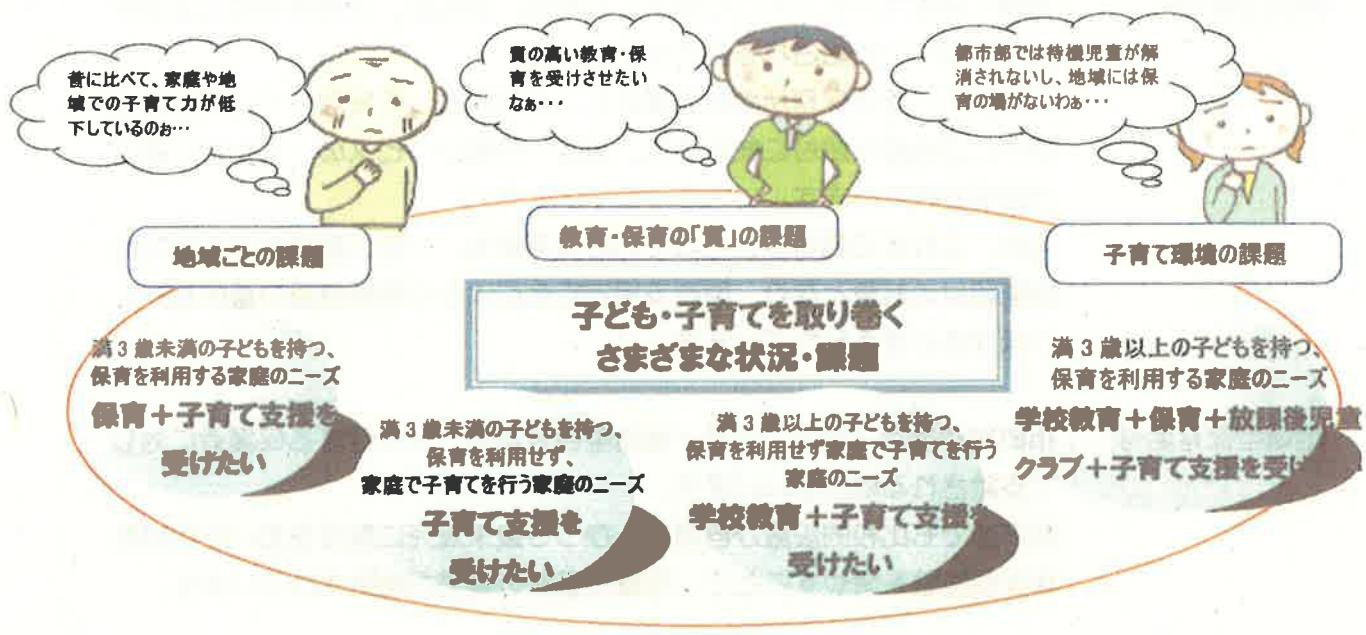
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

【幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み】

- 基礎自治体が実施主体
市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施。
- 社会全体による費用負担
消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とする。
- 政府の推進体制
制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備。
- 子ども・子育て会議の設置
国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして設置。市町村等の設置は努力義務とされている。

2. 「子ども・子育て支援制度」の概要

子ども・子育て支援新制度の全体像



子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う。)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

○利用者支援

(新制度により提供される給付・事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。)

○地域子育て支援拠点事業

- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター
- 一時預かり
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業

○学童保育所

※対象児童の拡大
(概ね10歳未満の小学生→小学校6年生)

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【～補足①～】

■施設型給付、地域型保育給付について

施設型給付

：教育・保育サービスのうち認定こども園、幼稚園、保育所を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。

これまで、認可保育所や幼稚園など、施設によって異なっていた財政支援がこの施設型給付に統合され、教育・保育サービスの一本化した運営が期待されています。

また、これまで認可外とされていた保育所も、一定の基準を満たせば施設型給付の対象となり、財政支援安定化によって保育施設の量的拡充につながると考えられています。

地域型保育給付

：市町村が運営（委託）する「地域型保育事業」を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。

都市部でも比較的設置が容易で、かつ3歳未満児に重点をおいた小規模な保育施設を増やすことで、待機児童数の解消が期待されています。

～地域型保育事業の種類～

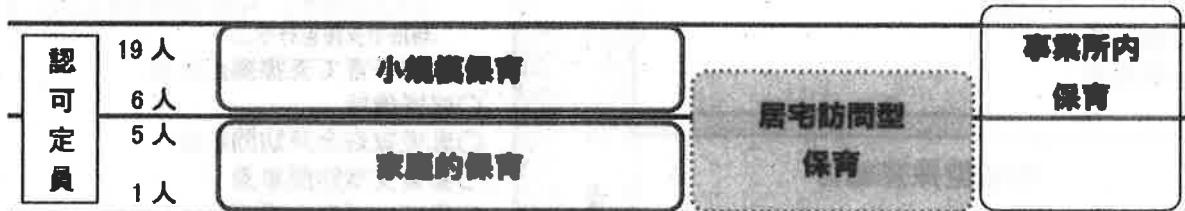
小規模保育（利用定員6人以上19人以下の小規模な施設での保育サービス）

家庭的保育（利用定員5人以下で、保育士などの家庭的保育者の居宅その他の場所での保育サービス）

居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅での保育サービス（ベビーシッター））

事業所内保育（従業員の子どもの他、地域において保育を必要とする子どもも対象にした保育サービス）

～地域型保育事業の位置づけ～



【～補足②～】

■地域子ども・子育て支援事業について

支援名	支援内容
1 利用者支援	子ども及び保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及び保護者の身近な場所において、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業
2 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業
3 妊婦健康診査	必要に応じて妊娠婦に対して健康診査を行う支援
4 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
5 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業
6 子育て短期支援事業 (短期入所生活援助(ショートステイ)事業／夜間養護等(トワイライトステイ)事業)	《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。 《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。
7 ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。（相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など）
8 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業
9 延長保育事業	通常の開所時間を超えて保育を行う事業
10 病児・病後児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業
11 放課後児童クラブ	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童（⇒小学校6年生）に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業
13 多様な事業者の参入を促進する事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する項目について

計画策定にあたっては、以下の項目の検討が必要となります。

子ども・子育て支援の意義

- ◎子ども・子育てビジョン、子ども・子育て関連3法の趣旨など、計画策定の意義

幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- ◎幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方（基本理念など）
- ◎子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働体制

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）

- ◎子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- ◎幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況、利用希望
- ◎市町村間の調整、県との協議・調整について

必須記載事項

- ◎教育・保育提供区域の設定
- ◎各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

計画の推進にあたって

- 計画の推進への定期的な点検・評価について
- 地方版子ども・子育て会議（本会議）の役割と運営について
- 制度の周知と当事者の意見の反映

■子ども・子育て支援事業計画の構成（案）について

次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画への移行に向けては、現行計画をふまえつつ、新しい計画に掲載すべき内容の検討を進めていくことが必要です。

第1章	計画の基本的な考え方
(1) 計画策定の背景 (2) 計画の期間 (3) 計画の法的根拠	
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状
(1) 就学前人口を含む人口の推移及び今後の動向 (2) 保護者のニーズの多様化 (3) 配慮を要する子どもの増加 (4) 地域の子育て支援 (5) アンケート調査結果 (6) 次世代育成支援対策行動計画の評価	まちの子ども・子育てに係る社会的動向や統計、アンケート結果、次世代育成支援対策行動計画の評価等について分析し、課題を抽出。
第3章	計画の基本理念及び施策の展開
(1) 子ども・子育ての基本理念とめざす子どもの姿 (2) めざす子どもの姿を実現させる取り組み	子ども・子育て会議や調査等の内容をふまえた“市の子ども・子育て像”。
第4章	子ども・子育て環境の整備(必須項目)
(1) 圏域の設定 (2) 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み ・ 幼児期の学校教育の需要 ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要 ・ 放課後児童クラブの需要 (3) 幼児期の学校教育・保育、地域子ども子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期 ・ 認定子ども園等 ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等 ・ 放課後児童クラブ (4) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策 ※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む (5) 目標事業量の設定 (6) 事業量等、確保方策について	子ども・子育て環境の整備として、目標事業量の設定及び事業量等の確保方策について内容を掲載。
第5章	基本施策の展開(任意項目)
(1) 地域における子育て支援の充実 (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進 (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (4) 子育てを支援する生活環境の整備 (5) 職業生活と家庭成果生活との両立の推進 (6) 子どもの安全の確保 (7) 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進	【任意項目】については、基本的には現行の次世代育成支援を踏襲することも検討。 第5章の記載方法については、会議等の結果や国の動きを踏まえ検討する必要あり。
第6章	推進体制
(1) 計画の推進に向けて (2) 家庭での行動目標 (3) 地域・事業所等での行動目標	推進主体の役割を明記するとともに、推進体制図を示し、各主体の取り組みを記載。

重点3

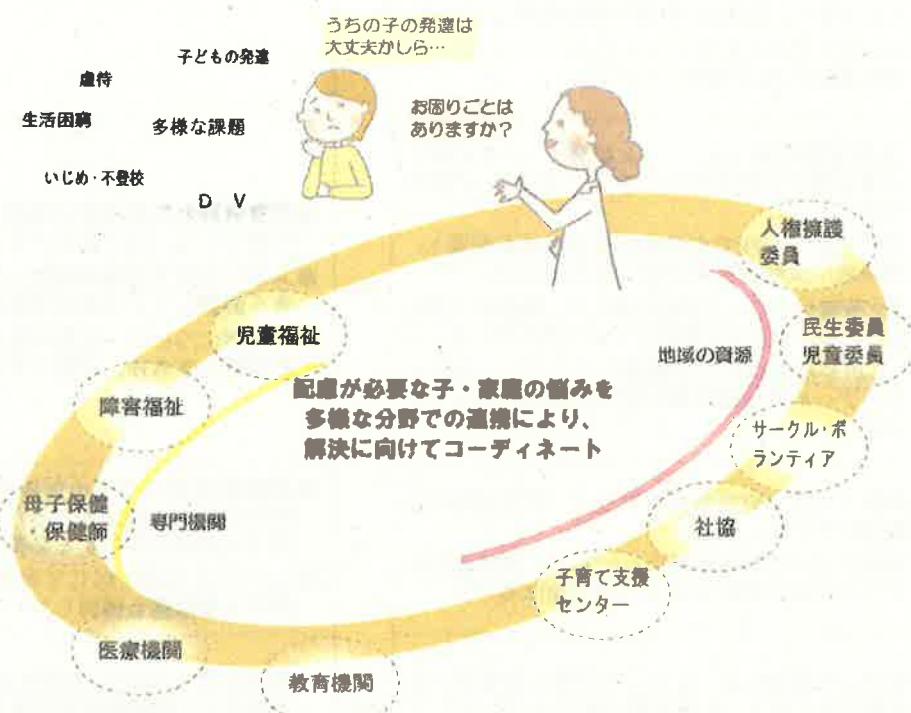
子ども・子育て支援コーディネート機能の重要性

国の第4回子ども・子育て会議基準検討部会（8月29日実施）では、新制度において法定化される「利用支援」についても論議となっています。

今後は子ども・子育てに関する関係機関や施設等について役割分担を明確にし、市民に周知するとともに、行政と連携を図りながら子育て支援コーディネート機能を強化し、保育分野だけでなく教育分野にも広げて情報提供等ができる体制を構築していくことが望まれます。

また、個々人が抱える問題を受け入れ、個々人に応じた解決策が講じられるよう、教育・保育に精通した人材を活用し、利用者をコーディネートすることで、相談支援としての効果も期待できます。

■コーディネート機能の充実のイメージ



調査・策定のポイント

○市民ニーズ調査においては、子育て家庭が抱える悩みや不安、悩み事の相談先、子育て情報の入手先などについて把握しておく。⇒「悩みの相談先」+「情報開通の設問」

○計画策定では、コーディネーターを一つの確保策として検討するとともに、あわせて、相談機能も検討する。⇒「子ども・子育て会議」をうまく活用する。

◆事例：千葉県松戸市「認定子育てコーディネーター」



「認定子育てコーディネーター」は、子育て家庭に対する相談窓口機能と交流拠点機能を備えています。相談に来た方に対し、保育サービスにとどまらず、様々な情報を提供しており、市内に13か所が展開されています。

地域の子育てを応援したい！という意欲のある方が、市が定める養成講座を受けて、サービスの案内を行っています。

③阿波市の子ども・子育て支援施策の状況

現状・特徴、取り組み		課題や今後求められる対応
母子保健について	<ul style="list-style-type: none"> 各4つの地域の保健センター、コミュニティセンターを中心に、相談や健診などの母子保健事業が実施されている。 乳幼児医療費の助成や保育料の軽減など、子育て支援の拡充を行っている。 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な支援がある中、必要な支援・サービスに結びつけていく体制づくりが大切となっている。
保育サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> 幼保連携施設の整備が進められている。 核家族化や女性の社会進出に伴い、保育のニーズが高まっている。延長保育がH19年(24人)からH23年(164人)にかけて伸びている。 市内の子育て支援センター(計2か所)を中心には、家庭で子どもを保育している保護者や子どもを対象に、遊び場・相談の場を提供している。 H23年4月よりファミリーサポートセンターで相互援助活動を開始している。 	<ul style="list-style-type: none"> 阿波市では拠点施設において遊び場や相談の場の提供を行っている。今後は子育て家庭のニーズに即した支援や支援を必要とする人を関係機関へつなぐなど関係機関との連携を図っていく必要がある。
教育について	<ul style="list-style-type: none"> 教育振興計画により、「人が輝く まちが輝く 未来が輝く(阿波の人づくりプラン)」が進められている。 すべての小学校で市単独の英語教諭を配置し、重点的に英語教育の充実に努めている。 文化振興やスポーツ振興を通して、健康かつ創造性のある人を育てる環境づくりに努めている。 いじめや不登校などの問題についても、阿波っ子スクールや相談支援体制を整備し、対応している。 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育分野と保育分野の連携(幼保小を含めた体制づくり)は今後ますます重要となる。 スポーツや文化の振興が、子どもの育ちに大きく影響しているのは阿波市の特徴 今計画について、若者や青少年育成を見据えた内容とするか、検討する必要がある。
放課後児童クラブ・学童保育について	<ul style="list-style-type: none"> 市内7か所で放課後児童クラブ・学童保育が実施されている。 地区によって分布が異なっており、放課後児童クラブがない地区もある(児童館は有り)。 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブの対象年齢が3年生から6年生までに拡大されるため、法施行後を見据えて対応を検討する必要がある。 ニーズの状況に応じてNPOなど多様な主体による実施も検討していく必要がある。
地域の子育て支援の状況について	<ul style="list-style-type: none"> 各4つの地域には、サロンや子育て広場などが実施されており、未就学前の子どもや入所していない親子などの交流の場となっている。 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域とのつながりの希薄化や核家族化などを踏まえ、地域全体で子育てを支える体制を整備していく必要がある。
支援が必要な子どもへの対応について	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童やひとり親家庭などに対して、相談・保育・支援などの取り組みを進めている。 要保護対策地域協議会において、関係機関等が連携し、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいる。 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族形態の多様化等により問題を抱える家庭が多くなっており、関係機関との連携を強化しながらきめ細やかな支援を行っていく必要がある。

- 多様な主体による支援が実施されているため、共通の「育みたい子ども像」のもと、阿波市の特徴をふまえながら、各実施主体を横につなぎ効果的な支援体制の構築を図ることが重要です。
- 阿波市では地域子育て支援拠点事業として、子育て家庭に対する悩みや不安の解消、情報提供を行っています。今後は教育分野と連携を図り、教育・保育に関する相談や情報提供等を行うとともに、子育て家庭が求める情報を把握し、必要な人を必要なサービスにつなげるコーディネート機能の強化が求められます。

→ ポイント3 コーディネート機能の強化によるきめ細やかな支援

次期計画重要施策（案）

資料No.2

プラン 1 保育サービスの向上

- (1) 幼保連携型認定こども園の開設
- (2) 民間活力導入の活用
- (3) 幼稚園の預かり保育の見直し

プラン 2 子育て支援事業等の施設整備

- (4) 幼保連携型認定こども園施設整備
- (5) 放課後児童クラブ施設整備
- (6) 地域子育て総合支援拠点施設整備
- (7) 児童発達支援センター施設整備（誘致）

プラン 3 子育て支援と仕事の両立支援の推進

- (8) 病児・病後児保育事業の実施
- (9) 放課後児童クラブ・児童館運営の一本化
- (10) ファミリー・サポート・センター事業の充実

プラン 4 子育て支援サービスの拡充等経済的支援

- (11) 乳幼児等医療費助成事業の見直し
- (12) 出産祝い金支給事業の見直し
- (13) ひとり親家庭等入学祝金支給事業の見直し

プラン 5 保育・教育環境の整備

- (14) 地産地消の食育推進
- (15) 保育の質の向上推進

プラン 6 家庭・地域の子育て力の充実

- (16) 児童発達支援の強化
- (17) 地域子ども・子育て支援事業の促進
- (18) 要保護児童対策事業の充実

地域子ども・子育て支援事業の概要 1 3事業

○「子ども・子育て支援法」第59条に明記された

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援（新規事業）

②地域子育て支援拠点事業

③妊婦健診

④乳児家庭全戸訪問事業

⑤養育支援訪問事業

その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

⑥子育て短期支援事業

⑦ファミリー・サポート・センター事業

⑧一時預かり

⑨延長保育事業

⑩病児・病後児保育事業

⑪放課後児童クラブ

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進する

ための事業（新規事業）